

人材紹介基本契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、甲という）と株式会社 BECK（以下、乙という）とは、甲の人材採用に関し、下記のとおり甲が乙に人材の紹介を依頼する契約について定めるものとする。

第 1 条（業務内容）

乙は、甲の諸条件に関する人材紹介及び採用に関するコンサルティング業務を行うものとする。

第 2 条（紹介手数料の発生）

人材紹介手数料（以下、紹介手数料という）は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示することにより発生する成功報酬方式とする。

採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、紹介手数料は発生しないものとする。

また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第 3 条（紹介手数料）

紹介手数料は、次の（１）～（２）のとおりとする。

（１）採用決定者の採用初年度換算分の 25%（消費税別）とする。ここでいう「採用決定者の採用初年度換算分」とは、採用決定者に支払われる採用初年度予定年収（月額賃金の 12 か月分）とする。

（２）紹介手数料等の詳細については、別途覚書を取り交わすものとする。

第 4 条（紹介手数料の支払い）

甲は採用決定者の甲への入社日の翌月末以内に、乙に第 3 条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとする。

第 5 条（紹介手数料の返還）

採用決定者が甲に入社後、自己の都合により 90 日以内に退社した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を採用決定者の退職日より 30 日以内に返還するものとする。

- ・入社後 30 日以内に退社：紹介手数料の 50%
- ・入社後 60 日以内に退社：紹介手数料の 30%
- ・入社後 90 日以内に退社：紹介手数料の 20%

ただし、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる起因する退社の場合はこの限りではない。

第 6 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいう。以下同じ）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - （１）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （３）自己、自社も若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - （４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （５）その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いること。
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前項各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が第1項のいずれか一つにでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。
- また、甲及び乙は、自らが、第1項のいずれかに一つでも違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。
4. 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれかに一つでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
5. 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された相手が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第7条（権利義務の譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約に基づいて発生する権利、義務の変更、譲渡又は担保設定その他一切の処分を、相手方の書面による事前承諾がなされない限り行わないものとする。

第8条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の存在及び内容、並びに本契約で知り得た個人情報及び相手方の秘密情報を第三者に開示、漏洩または本契約の目的外に利用してはならない。

第9条（契約解除）

甲及び乙のいずれかにおいて、本契約の各条項に違反し、法令の定める解約事由が生じ、または本契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があった場合は、その相手方は本契約書を解除することができる。

第10条（専属的合意管轄）

本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合においては、その一切につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（契約の有効期限）

本契約の有効期限は、契約を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議申し立てのない場合は、本契約は同条件にて更に1年間延長されるものとする。

第12条（本契約の未記載事項）

本契約書及び覚書に定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議の上で決定するものとする。

本契約合意の証として本証2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙) 〒001-0033

札幌市北区北33条西2丁目1番7号

株式会社B E C K

代表取締役 山村智之